

# 二本松市の環境

— ほんとの空のもと 豊かな自然を

とわ  
永遠に育む 二本松 —

平成30年版

(平成29年度測定結果)



二 本 松 市



## 二本松市環境基本条例前文

私たちは、西に秀峰安達太良山、東に阿武隈の美しい山並みと阿武隈川に代表される自然豊かな恵みの中で、生命を育み、自然と共生し、文化を創造してきた。

しかしながら、近年の経済活動や交流人口の増大によって、環境への負荷が高まっており、環境を持続的に保全する取組みを、市民はもとより地域の市民団体及び事業者並びに滞在者が協働して進める必要がある。

このため、地域の特性を生かした豊かで安らぎのある「緑に包まれた自然と共生のまち」を目標とし、地域環境を視野に入れた持続的な発展が可能な社会を目指してこの条例を制定する。

## 目 次

I. 二本松市の概要	1
1. 位置	2
2. 気候	2
3. 人口・世帯数	3
4. 土地利用状況	4
5. 産業別の事業所数と従業者数の推移	4
6. 交通	5
7. 河川水質	6
8. 廃棄物	7
9. 下水道・合併処理浄化槽	7
10. 動植物の概況	8
(1) 植物	8
(2) 動物	9
(3) 外来生物の状況	12
II. 環境基本計画に基づく施策の実施状況	13
III. 環境の現況	25
1. 大気環境	26
(1) 大気汚染と環境基準	26
(2) 大気汚染の現状	26
(3) ダイオキシン類による大気汚染と環境基準	26
(4) ダイオキシン類による汚染の状況	27
(5) 酸性雪の状況	28
2. 水質	29
(1) 水質汚濁と環境基準	29
(2) 河川水質汚濁の現状	29
3. 騒音	35
(1) 環境騒音調査	35
(2) 自動車交通騒音実態調査	35
(3) 高速自動車道騒音調査	36
(4) 東北新幹線鉄道騒音調査	36
4. 環境放射線量	37
5. 地球温暖化対策	38
(1) 市所管の施設におけるCO <sub>2</sub> 排出量の状況	38
(2) レジ袋削減運動	39
(3) 環境講演会等	39

6. 再生可能エネルギー導入の推進	40
<b>IV. 資料編</b>	42
1. 大気汚染に関する環境基準	43
(1) 大気汚染に関する環境基準	43
(2) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び 土壌汚染に係る環境基準	44
(3) 酸性雪に係る判定基準	44
2. 水質汚濁に関する環境基準	45
(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）	45
(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）	47
(3) 土壌汚染に関する環境基準	49
3. 騒音に関する環境基準	50
(1) 道路の騒音に関する規制基準	50
(2) 工場等の事業活動に関する騒音の規制基準	51
(3) 建設工事に関する騒音の規制基準	53
(4) 飲食店営業等に関する深夜騒音の規制基準	54
4. 振動に関する環境基準	55
(1) 工場の事業活動に関する振動の規制基準	55
(2) 建設工事に関する振動の規制基準	56
(3) 道路交通振動に係る要請基準	57
5. 悪臭に関する環境基準	58
(1) 悪臭防止法の区域区分	58
(2) 規制地域の指定状況	58
(3) 悪臭防止法に基づく規制地域区分	58
(4) 敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準（1号規制）	59
(5) 煙突等の排出口における特定悪臭物質の流量又は 濃度に係る規制基準（2号規制）	59
(6) 排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準（3号規制）	60
(7) 福島県悪臭防止対策指針基準値	60
(8) 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質一覧	61
(9) 防脱臭技術の原理及び特徴等の概略	62
【二本松市環境基本条例】	64
【二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例】	67
【二本松市公害防止指導要綱】	69